

令和8年2月定例会 総務委員会（付託）

令和8年2月25日（水）

〔委員会の概要 生活環境部・労働委員会関係〕

出席委員

委員長	古野	司
副委員長	岡本	富治
委員	福山	博史
委員	眞貝	浩司
委員	庄野	昌彦
委員	立川	了大
委員	近藤	諭
委員	梶原	一哉
委員	達田	良子

議会事務局

議事課長	郡	公美
議事課課長補佐	小泉	尚美
議事課主任	広田	亮祐

説明者職氏名

〔生活環境部〕

部長	飯田	博司
交通・生活安全担当部長	佐藤	美奈子
副部長	吉成	浩二
次長（人材確保担当）	福岡	克己
次長（食肉衛生検査所長事務取扱）	都築	謙治
生活環境政策課長	島	智子
県民ふれあい課長	岩田	美穂
労働雇用政策課長	井口	貴弘
労働雇用政策課担当課長	山本	雄史
労働雇用政策課移住交流室長	南部	玲子
多文化共生・人権課長	山田	寛之
交通政策課長	橋本	貴弘
消費者政策課長	城福	隆志
安全衛生課長	中村	卓史
動物愛護管理センター所長	山本	晃久
サステナブル社会推進課長	松本	進一
環境指導課長	加藤	貴弘
環境管理課長	田中	麻理

保健製薬環境センター所長 相原 文枝

〔労働委員会〕

事務局長 坂東 淳

事務局次長 秋山 孝人

事務局審査調整課長 中山 貴晶

生活環境部

【追加提出議案】（説明資料（その4））

- 議案第54号 令和7年度徳島県一般会計補正予算（第11号）

【報告事項】

- 徳島県災害廃棄物処理計画の改定案について（資料1）

労働委員会

【追加提出議案】（説明資料（その4））

- 議案第54号 令和7年度徳島県一般会計補正予算（第11号）

【報告事項】

なし

古野司委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時02分）

これより生活環境部・労働委員会関係の調査を行います。

生活環境部・労働委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところではありますが、この際、追加提出議案について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

飯田生活環境部長

それでは、総務委員会説明資料（その4）によりまして、生活環境部関係の案件について御説明申し上げます。

今回御審議いただきます案件は、令和7年度一般会計補正予算案となっております。

3ページを御覧ください。一般会計の歳入歳出予算についてでございます。

一般会計の補正総額は、総括表一番下の計欄の左から3列目に記載のとおり、4億3,451万5,000円の減額をお願いしておりまして、補正後の予算総額は76億789万5,000円となっております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

次に、4ページを御覧ください。課別の主要事項につきまして、主なものを御説明いたします。

まず、生活環境政策課でございます。

主に給与費の補正をお願いしており、合計で9,907万2,000円の減額となり、補正後の予算額は20億8,433万円となっております。

5ページを御覧ください。県民ふれあい課でございます。

広聴に係る事業の所要額の確定などによりまして、合計で149万7,000円の増額となり、補正後の予算額は3,911万円となっております。

6ページを御覧ください。労働雇用政策課でございます。

労働移住交流施策に係る事業の所要額の確定などによりまして、合計で4,486万2,000円の減額となり、補正後の予算額は27億7,528万3,000円となっております。

7ページを御覧ください。多文化共生・人権課でございます。

多文化共生の推進、人権啓発に係る経費の所要額の確定などにより、合計で2,426万5,000円の減額となり、補正後の予算額は5億8,837万8,000円となっております。

8ページを御覧ください。消費者政策課でございます。

消費者施策の推進に係る経費の所要額の確定などにより、合計で1,207万7,000円の減額となり、補正後の予算額は3億425万9,000円となっております。

9ページを御覧ください。安全衛生課でございます。

動物愛護の推進に係る経費の所要額の確定などにより、合計で2,159万1,000円の減額となり、補正後の予算額は5億2,456万5,000円となっております。

10ページを御覧ください。サステナブル社会推進課でございます。

脱炭素社会への早期転換の推進に係る事業の所要額の確定などによりまして、合計で1億2,235万円の減額となり、補正後の予算額は4億7,953万5,000円となっております。

11ページを御覧ください。環境指導課でございます。

廃棄物処理対策など各事業の所要額の確定などによりまして、合計で7,419万7,000円の減額となり、補正後の予算額は1億301万5,000円となっております。

12ページを御覧ください。環境管理課でございます。

環境保全対策に係る事業の所要額の確定などによりまして、合計で3,759万8,000円の減額となり、補正後の予算額は2億4,610万2,000円となっております。

13ページを御覧ください。繰越明許費追加分についてでございます。

動物愛護管理費では動物愛護管理センターの修繕に係る経費について、また保健製薬環境センター施設整備事業費では高機能検査室の整備に係る経費について、それぞれ繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

14ページを御覧ください。繰越明許費変更分についてでございます。

一般環境対策費ではP P Aモデルを活用し、県有施設への太陽光発電設備・蓄電池の整備を行う事業者に対する整備費用の補助に係る経費について、繰越予定額として追加し、変更をお願いするものでございます。

今後、事業の早期完了に鋭意努めてまいり所存でございますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上が、今定例会に追加提出いたしました案件でございます。

続きまして、この際、1点御報告させていただきます。

資料1を御覧ください。徳島県災害廃棄物処理計画の改定案についてでございます。

本県におきましては、災害廃棄物を円滑に処理するため、処理体制、発生量、処理方法などの基本的事項を定めた災害廃棄物処理計画を策定しております。

今回の改定については、令和6年能登半島地震の復旧・復興策として、国が新たに導入した公費解体の手法を踏まえ、損壊家屋等への対応方針を明確化するなど、所要の改定を行うものでございます。

具体的には大きく2点、まず、（1）損壊家屋等の解体・撤去においては、公費解体を新たに盛り込み、所有者不明や共有名義など損壊家屋の状況に応じた方法等を記載いたしますとともに、公費解体に特化したマニュアルの整備を進めてまいります。

また、（2）情報収集・連絡においては、関係機関との円滑な連携を図るため、応急対応、復旧・復興の各ステージにおける連絡様式を新たに整備するものでございます。

計画の改定時期につきましては、県議会で御論議いただいた上で、本年3月の策定を予定しております。

なお、令和8年度においては、当初予算案に計上の災害廃棄物処理対策事業により、先般公表された南海トラフ巨大地震に係る被害想定の見直しを踏まえた災害廃棄物発生量や、仮置場必要面積の再推計を実施した上で対策内容を検討することとしており、徳島県災害廃棄物処理計画の更なるアップデートにしっかりと取り組んでまいります。

坂東労働委員会事務局長

今定例会に追加提出しております労働委員会関係の令和7年度補正予算案につきまして、総務委員会説明資料（その4）により御説明を申し上げます。

説明資料の3ページを御覧ください。1、一般会計予算のうち、ア、総括表でございます。

表の左から3番目、補正額欄のとおり、今回、405万7,000円の減額補正をお願いしております。

補正後の予算額は、その右の計の欄でございますが、1億639万1,000円となっております。

説明資料の4ページを御覧ください。

補正予算案の内容でございますが、イ、主要事項説明の一番右側、摘要欄に記載のとおりとなっております。

このうち、1、委員会費の75万6,000円の減額につきましては、不当労働行為事件が増加したものの、調整事件や個別的労使紛争に係るあっせんが見込みより少なかったことなどによりまして、減額補正を行うものでございます。

また、2、給与費の351万1,000円の減額につきましては、事務局職員の給料や共済費等が見込みより少なかったことによるものでございます。

提出案件については以上です。

御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

古野司委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。
それでは質疑をどうぞ。

福山博史委員

ただいま部長より、災害廃棄物の円滑な処理に向けて、災害廃棄物処理計画の中に公費解体についての内容を盛り込み、所要の改定を行うとの御報告を頂きました。

さらに、新年度予算案として提案されております災害廃棄物処理対策事業では、更なる内容の改定を図るとの御説明もありました。

災害からの迅速な復旧・復興に不可欠な災害廃棄物処理の指針となる本計画について、今回の改定内容の詳細、そして次年度において具体的にどのような改定を考えているのかお聞かせください。

加藤環境指導課長

ただいま福山委員より、災害廃棄物処理計画の内容について御質問を頂きました。

災害発生時におきましては、道路を塞ぐなどの復旧の支障となる、また2次被害のおそれのある損壊、倒壊家屋の解体・撤去をいかに迅速に行うかが復旧・復興の課題の一つとなっております。

この家屋の解体につきましては、本来所有者において行う必要がございますが、経済的負担等から被災者である所有者のみに責任を負わせてしまうのは解体・撤去を進める上で非常に限界があるということで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づきまして、市町村が倒壊家屋の解体・撤去を実施する公費解体が制度化されております。

一方で、一昨年の能登半島地震におきましては、公費解体の事務上の支障や課題から公費解体がなかなか進まない現状がございました。公費解体の簡素化を図るために、損壊家屋については法務局の職権による建物滅失登記により公費解体を実施可能とすること、それから相続等によって所有者が多岐にわたる場合や遠隔地にいる場合など、解体の同意が取れない場合の対応策として、裁判所によります管理者選任の下で、管理人から同意に基づいて公費解体を実施する、あるいは所有者の一人が解体に責任を持つ旨の宣誓書を提出することで可能とするような、具体的な手続の簡素化が整備されたところでございます。

今回の災害廃棄物処理計画の改定におきましては、こうした国の定める公費解体の新たな手法を盛り込み、その手順について具体的なマニュアルとして整備いたしまして、所要の改定を行うものでございます。

また、先ほど部長からもございましたが、次年度の事業におきまして、現在御提案している予算の中で、南海トラフ巨大地震における新たな被害想定に基づき、災害廃棄物や津波堆積物の発生量、あるいは避難所間の発生ごみや仮設トイレ、し尿収集量、廃棄物の一時仮置場の面積等について、新たな被害想定に基づく再算定を行いまして計画自体の見直しを抜本的に図っていくとともに、広域連携体制や民間事業者との連携など、災害廃棄物処理に向けた体制の強化なども盛り込んで、計画の見直しを図ってまいりたいと考えております。

見直しの検討に当たりましては、県及び24市町村との検討会議を開催いたしまして、令和9年度中の改定を想定しております。

福山博史委員

先月28日には鳴門ウチノ海総合公園において、県内24市町村、一般社団法人徳島県産業資源循環協会、さらには社会福祉協議会や大学生まで120名のメンバーが参加し、災害廃棄物の仮置場の設置・運営訓練が実施されたと聞いております。

単独の市町村だけでは到底対応することができない災害廃棄物の処理に備え、県が調整役となって官民の連携体制を構築するためには、こうした訓練を継続していく必要があると考えますが、今後の取組方針についてお聞かせください。

加藤環境指導課長

災害廃棄物の訓練につきまして、福山委員より御質問を頂きました。

大規模災害の発生時には、一つの市町村の処理能力をはるかに超えた災害廃棄物が生じるため、単独の市町村のみでの対応が困難であり、県が総合調整役となって他の市町村や民間事業者の協力も得て、迅速な処理に向けた体制をいち早く構築することが重要であると考えております。

災害廃棄物の処理につきましては、産業廃棄物の処理事業者で構成する一般社団法人徳島県産業資源循環協会が、県内全ての市町村と災害廃棄物の処理を支援するべく協定を締結しておりまして、県ではこれまで災害発生時を想定して、市町村や一般社団法人徳島県産業資源循環協会と連携して災害廃棄物の処理に関する訓練を実施してまいりました。

委員からお話がありましたように、先月28日には県内全ての市町村、一般社団法人徳島県産業資源循環協会に加え、今回は社会福祉協議会の皆さんや大学生のボランティアの皆さんにも初めて御参加いただいて、災害廃棄物の仮置場の設営、運営訓練を実施し、災害発生時の廃棄物処理へ実践的なシミュレーションを実施したところでございます。

当日、訓練に参加いただいた環境省四国事務所の講評にもありましたとおり、能登の場合には公費解体に2年掛かり、廃棄物仮置場の運営も相当な長期戦となっております。平時からいかに備えるかという点で、こうした訓練を実施し、災害への様々な場面への対応を想定すること、そして、普段から市町村職員と産業廃棄物事業者とのつながりをしっかりと構築し、被災時の緊密な連携を図るために必要となる顔の見える関係づくりを構築することが、円滑な処理推進に不可欠であると考えております。

次年度におきましても、災害廃棄物処理計画の改定に併せて、こうした顔の見える関係づくりを一層強化していくため今年度、事業者と市町村担当者が参画して、県が調整役として立ち上げました連携ミーティングを活用し、これまでの訓練を踏まえた検証や他県の災害事例に基づく課題の検討に加え、具体的な災害発生を想定した訓練の実施についても関係者間での調整を図ってまいりたいと考えております。

福山博史委員

災害廃棄物の処理に向け、あらゆる可能性を想定して計画を策定することは当然ですが、ただ計画を立てるだけではなく、その計画に基づいて実際に現場を動かしていくことが、迅速な災害復旧に必須となります。

今年度の成果とその検証のためにも、次年度以降も関係者との災害廃棄物の訓練を継続

するように、是非お願いいたします。

さらに、本県にとって喫緊の課題である南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害の対応には、圏域を越えた連携体制の構築が不可欠であります。

来週4日には、中国四国9県の産業資源循環協会による、民間ベースでは全国初となる広域的な応援協定が締結されるとお聞きしております。

こうした民間業者と広域的な連携を図りながら、本県の災害廃棄物処理の体制づくりを強化していくことをお願いして質問を終わります。

もう1点、質問をさせていただきます。県有施設への太陽光発電設備の導入についてお聞きします。

県においては、令和5年度から環境省の交付金を活用し、計画的に県有施設への太陽光発電設備の率先導入を進めていると認識しております。

まずは、本年度の取組状況についてお聞かせください。

松本サステナブル社会推進課長

ただいま福山委員より、県有施設への太陽光発電設備の導入状況につきまして御質問を頂きました。

県におきましては、令和6年3月に策定いたしました徳島県GX推進計画に基づきましてクリーンエネルギー最大限導入に向け、太陽光、蓄電池、EVの導入促進を積極的に行っております。

特に県有施設への太陽光発電設備の率先導入につきましては、令和5年度から環境省の交付金を活用して、初期費用低減モデルでありますPPA、電力販売契約方式によりまして現在のところ、令和5年度分として6施設644kW、令和6年度分として9施設925kW、計15施設で1,569kW、約1.6MWの導入を完了しております。脱炭素GXの推進を図るとともに、各施設におきましても電気料金の節減につながる形で進めさせていただいているところでございます。

今年度におきましても引き続き事業推進に努めておりますが、年度当初、PPA事業者の選定に当たりまして一度入札不調になりましたことから、プロポーザルの再公募を行っております。

結果、PPA事業者の決定が11月になり、現在対象施設といたしまして椿泊漁港荷さばき場、徳島科学技術高等学校、鳴門渦潮高等学校、板野支援学校の4施設を対象とし、太陽光蓄電池の整備を鋭意進めているところでございます。

なお、整備が完了いたしまして各施設への電力供給開始となるのが5月1日の予定となっておりますことから、この度、当該4施設に係る事業費の繰越しをお願いしているところでございます。

引き続き、PPA事業者、施設管理者との連携の下、事業推進に努めてまいりたいと考えております。

福山博史委員

今年度は事業者の選定に係るプロポーザルが不調になるなど、事業推進に当たって苦労もされているようですが、来年度の整備に向けてどのように工夫し、事業を進めていくの

か、お伺いいたします。

松本サステナブル社会推進課長

ただいま、来年度に向けた事業の進め方につきまして御質問を頂きました。

今年度はP P A事業者のプロポーザル公募が一度不調となりましたが、そのほかにも、当初導入を計画していた施設におきまして、例えば機材や工事費等の価格高騰に伴う、P P A方式による事業者における採算性の確保の問題、また施設側における防水工事など、ほかの工事との競合などの課題も出てきており、早期の導入が困難となる事例も多くなってきております。

来年度に向けて、P P A事業者のプロポーザルにつきましては現在3施設を対象といたしまして、年度内の公募開始に向けて現在調整を行っているところでございます。

そのうちの1施設である農林水産総合技術支援センターにおいては、これまで行ってまいりました屋根置きではなく未利用空間の活用を図るモデル事業といたしまして、駐車場へのソーラーカーポートとしての整備を進める予定としているなど、工夫を行いながら今後の事業推進を図っていきたいと考えております。

また、このような従来型の太陽光発電設備の導入ポテンシャルの減少に合わせまして、国が進めております次世代型太陽電池、ペロブスカイト太陽電池の導入に向けた検討も含め、様々な手法で県有施設において効率的に再エネ導入拡大が進むように、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

福山博史委員

事業も3年、4年と進むと、軌道に乗ってくるものもあれば、様々な課題もあり軌道修正が必要となってくる事業もあると思います。

ただ、何より重要なのは、どのようにすれば脱炭素の目的が達成できるかということですので、その手法につきましては柔軟に、そして民間事業者と様々な形で連携することによって着実に県有施設への再エネ導入が進むよう、取り組んでいただければと思います。

梶原一哉委員

何点かお伺いいたします。

まず、この度徳島県自転車安全適正利用推進計画が改定されまして、新たに令和8年度から5年間の計画案が示されております。

事前委員会で出ておりました徳島県の自転車事故の現状を見ても、平成28年の交通事故の発生件数が3,579件で、それから10年後の令和7年が1,895件で、交通事故の発生件数自体は半減に近いぐらいの数字になっていますが、この下に書いてある、うち自転車事故が428件ありまして、発生件数1,895件のうち自転車事故の割合が22.6%と非常に高く、過去10年間で最多の数字となっています。

今回策定されました計画期間は5年間ですけれども、前回の計画と比べて、どのような違いがあるのか教えていただきたいと思っております。

城福消費者政策課長

ただいま梶原委員から、徳島県自転車安全適正利用推進計画について御質問を頂いております。

令和8年度から令和12年度を期間といたします次期計画の策定に当たりましては、近年の社会環境の変化や、道路交通法の改正を踏まえまして悪質・危険な違反に対する厳正な取締り、また外国人に対する交通安全教育について新たに盛り込んでいるところでございます。

具体的には、令和6年11月から施行されました、ながらスマホや酒気帯び運転への罰則強化、また本年4月1日から自転車にも導入されます交通反則通告制度、いわゆる青切符の運用を踏まえまして、自転車の悪質・危険な違反に対する街頭指導や自転車運転者講習の実施など、厳正な指導、取締りを推進することとしております。

また、外国人に対する交通安全教育につきましては、県警察など関係機関・団体や民間事業者等と連携いたしまして、多言語によるガイドブックやウェブサイト等を活用した広報啓発や地域の交通安全活動への参加促進など、日本の交通ルールやマナーへの理解を促し、自国の交通ルール等との違いを踏まえた交通安全意識の向上を図ることとしております。

委員御指摘のとおり、本県において自転車の安全利用は喫緊の課題でございまして、県民が安心して暮らすことのできる社会の実現を目指し、引き続き全力を挙げて取り組んでまいります。

梶原一哉委員

先ほども公安委員会で、立川委員が外国人の免許取得について御質問されていましたが、外国人の方も自転車に乗られている方がたくさんいらっしゃいまして、外国人の方々にもどのようにうまく伝えていくかは課題の一つであります。反則金がありますので、外国人の方で日本語がよく話せないとか、分からないので不利益を被って反則金を払うことが極力起こらないように、その辺も気を付けてやっていただきたいと思います。

先ほどの公安委員会で質問させていただいたのですが、4月1日から青切符制度が導入されるということで、歩道の自転車走行、ながらスマホ、イヤホン、ヘッドホン、無灯火、二人乗り、一時不停止など、本当に幅広く取締りの対象になるということでありまして、特に中高生の方とか若い人への周知が非常に大事なかなと思うのですけれども、消費者政策課として、どのような対策を考えているのか教えていただければと思います。

城福消費者政策課長

本年4月1日からの青切符導入に伴う周知についての御質問でございます。

本県における自転車事故の発生状況を見ますと、中高生をはじめとする若年層の占める割合が5割を超えておりまして、委員御指摘のとおり、いわゆる青切符導入を機に、制度の概要はもとより、自転車の基本的な交通ルールやマナーについて、若年層への周知徹底を図ることが重要と認識しております。

そこで、具体的な取組といたしまして、昨年12月に同世代である富岡東高等学校のヘルメット着用推進アンバサダーを務める生徒の皆様に御出演いただきまして、自転車安全利用五則を紹介する啓発動画を作成いたしております。

こちらをケーブルテレビで放映するとともに、県の公式YouTubeやX等のSNSを活用し、若者のライフスタイルに合わせた情報発信を行っております。

また、県教育委員会と連携いたしまして、毎年、中学校、高等学校の新1年生を中心に配布しております自転車安全利用リーフレットにつきましても、新たに青切符制度のポイントを分かりやすく掲載し周知を図ることとしております。

加えて、全世代を対象とした広報といたしまして、制度導入前の3月にはラジオスポット放送や広報車による呼び掛け、大型ビジョンでの啓発動画の放映を予定しておりますほか、4月以降も春の全国交通安全運動や自転車交通安全運動月間と連動した啓発を行うなど、県警察や県教育委員会など関係機関・団体と緊密に連携しながら、制度の周知と事故防止に向けた機運の醸成に取り組んでまいります。

梶原一哉委員

先ほどの公安委員会でも申し上げましたが、スマホを見ながら自転車で走行されている若い方も時折見掛けますし、スマホを見ながらの走行になると、一発検挙もあり得るといふ御答弁がありました。反則金も1万2,000円と非常に高く、若い人や高校生にとって非常に大きな負担となりますので、そのようなことが県内では起こらないように、県警察ではショート動画を作るということで、消費者政策課も動画を作られるのですよね。Xとか様々なSNSを使って、しっかりと発信していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは続きまして、当初予算の事業について2点ほどお伺いさせていただきます。

この度、犬猫の殺処分数ゼロに向けての持続可能な「犬・猫殺処分数ゼロ」推進事業が、今回、新規の事業で上がっております。

予算も昨年、私の記憶では500万円か600万円ぐらいだったと思うのですが、今回は1,200万円ということで力を入れていただいているかと思っておりますけれども、この推進事業の内容について教えていただければと思います。

山本動物愛護管理センター所長

梶原委員から、持続可能な「犬・猫殺処分数ゼロ」推進事業の概要について、御質問を頂きました。

当該事業は全ての犬猫の殺処分数ゼロを早期に達成し、その状況を維持、定着させるため、令和7年度の「犬・猫殺処分数ゼロ」推進事業に関連します、不幸な命を減らすボランティア事業及び多くの命をつなげる譲渡推進事業を統合再編することによりまして、殺処分を必要としない環境の整備と、その常態化を目指す事業でございます。

事業内容としましては、これまで実施してきました譲渡不適犬の人馴れ訓練及び譲渡の推進、保護犬、保護猫の県外譲渡の推進、アニマルケースワーカーを活用した飼い主のいない猫対策の推進に加えまして、令和8年度は譲渡率の更なる向上と殺処分数ゼロの確実な達成に向けまして、収容スペースに検疫スペースを増設することにより、新たに収容した犬に起因する感染症の発生による譲渡機会の損失を最小限に抑え、より多くの命を新しい飼い主へつなげる体制を整えてまいります。

梶原一哉委員

今の御答弁でありました収容スペースの拡充では、更に何頭ぐらい受け入れる環境が整うのでしょうか。

山本動物愛護管理センター所長

検疫スペースの収容頭数について御質問を頂きました。

来年度事業におきましては、工事調査費の予算を考えております。

その結果を受けまして、スペース等を検討していきたいと考えているところでございます。

梶原一哉委員

ピースワンコ・ジャパンとの連携事業が進んでから、譲渡数も一気に上がってきているのかなと思っております。

ただ、11月の委員会でも確認させていただいたのですが、完全な犬・猫の殺処分ゼロに向けて力を入れていただいているのは重々承知なのですが、11月の委員会で聞いたところによりますと、現実的にはなかなか、どうしても譲渡に適さない犬・猫の殺処分数は、令和4年が288頭、令和5年が296頭、令和6年が325頭で、まだこれだけの犬・猫が殺処分されている現状があり、高止まりの状態が続いていると思いますので、これを更に減少できるように、あらゆる手立てを用いて取り組んでいただければと思っております。

この前の委員会でもお話がありましたけれども、野犬の繁殖が非常に多いということで、限られた予算の中で、野犬対策にもこれからしっかりと取り組んでいかなければいけないのではないかと考えておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

それともう1点、これも新たな事業なのですが、安全で安心な暮らしを支える「獣医師の力」確保対策事業の内容について教えていただければと思ひます。

中村安全衛生課長

ただいま梶原委員より、安全で安心な暮らしを支える「獣医師の力」確保対策事業の内容について御質問を頂いたところでございます。

この事業は公務員獣医師を安定的に確保するため、本県の公務員獣医師を目指す者に対して修学資金の給付、それと高校や大学等へのリクルート活動の実施、獣医師不足を補うため、と畜検査の補助的業務に民間人材を活用する事業など、当初予算で計2,330万円を計上しているところでございます。

まず、大学生への修学資金の給付については、県単独事業として月額最大22万円を給付し、将来の本県獣医師の安定的確保に取り組むこととしております。

なお、この最大22万円の給付額につきましては、全国トップクラスの水準でございまして、四国内では愛媛県、香川県も同額の修学資金を給付しており、本県においても給付額10万円だったのですが引き上げまして、他県に引けを取らない条件を整え、優秀な人材の確保に努めてまいります。

また、獣医系大学への訪問やオンライン説明会を通じまして、幅広くリクルート活動を展開いたしまして、県出身者や徳島県に就職する希望者のみならず、全国の学生に対しま

して積極的に誘致を行い、また将来、職業として獣医師に関心を持つ県内の高校生に対しても早期のアプローチを行いまして、経済的理由で獣医学部への進学を断念することなく、安心して学業に専念できる環境を提供してまいりたいと考えているところでございます。

このように、多角的なアプローチにより着実に事業を推進し、将来的な公務員獣医師の安定確保に努めてまいりたいと考えております。

梶原一哉委員

私の目の前に県の獣医師であった庄野委員がおられますけれども、徳島県は畜産業が基幹産業ですので、獣医師の確保は非常に大事だと思っております。

そういう意味におきましても、11万円から22万円に拡充されたのは非常に大きなことだと思いますので、愛媛、香川と同じぐらいの金額ということですが、是非とも徳島県を選んでいただけるように、更なる御協力をお願い申し上げまして、終わります。

近藤諭委員

私からも2点質問させていただきます。

先ほど梶原委員からも質問がありました野犬の対策について、質問させていただきます。

県は全ての犬・猫の殺処分ゼロという高い目標を掲げ、譲渡の推進等に取り組んでおられますけれども、その一方で、地域住民から野犬による苦情や相談が後を絶たないのが現状と聞いております。

県において、住民からの通報に対して、捕獲器の設置やパトロールに取り組まれているとのことですが、私のところには徳島市内の鮎喰川河川敷周辺において、野犬による農作物への被害とか鳴き声等、また生活環境への影響を懸念する声が多数寄せられております。

そこで、まずは県内の野犬の捕獲収容状況、なかでも把握しているのであれば、鮎喰川河川敷周辺における野犬の捕獲収容状況について教えてください。

山本動物愛護管理センター所長

近藤委員から、本県の野犬・放浪犬の収容状況について御質問を頂きました。

本県の野犬・放浪犬の捕獲収容状況につきましては、令和7年度は1月末時点の速報値で536頭でございます。

また直近3年間の状況では、令和4年度765頭、令和5年度669頭、令和6年度556頭と、減少傾向にございます。

さらに、委員御質問の鮎喰川河川敷周辺におきましては、令和4年度5頭、令和5年度18頭、令和6年度9頭、令和7年度はこれまでに12頭を捕獲収容しております。

近藤諭委員

鮎喰川河川敷周辺の現地の人に聞くとところによると、数十頭、かなりの多くの野犬・放浪犬がいると聞いております。

それだけの数の野犬がいるのは何か理由があるのではないかとと思いますが、考えられる要因が分かれば教えてください。

山本動物愛護管理センター所長

近藤委員から、野犬が多数いる原因について御質問を頂きました。

全国的には降雪が少なく気象条件の穏やかな西日本におきまして、野犬の収容頭数が多い傾向がございます。

また、ほかの野犬が多い地域と同様に鮎喰川河川敷周辺におきましても、無責任な餌やり行為と捕獲自体の困難性が大きな要因になっていると考えているところでございます。

特に、餌を与える行為は、例え善意であったとしても、繁殖能力を高め、特定地域への定着を招く結果につながっております。

さらに、これまでも職員による度重なるパトロールの実施や捕獲器の設置を行っておりますが、警戒心の強い野犬が身を隠すやぶなどが多いという地形的な要因も影響しまして、捕獲収容が難航しております。

結果的に、一定数の捕獲収容を上回るペースでの繁殖が進み、個体数の減少に結び付きにくい状況であると考えておるところでございます。

近藤論委員

鮎喰川河川敷周辺の野犬の増加の状況は分かりました。

それでは、そういうふうに餌を与える行為、餌やりさんの行為とか、捕獲困難な野犬について、今後どのように対策をしていくのか教えてください。

山本動物愛護管理センター所長

近藤委員から、今後の対策について御質問を頂きました。

まず、既に、餌やり行為を行っている住民に対しまして、生息環境の過密化や先天性疾患の増加を招くなど、結果的に不幸な命を増やす行為であることを丁寧に説明し、動物たちにとっての本当の幸せとは何かという視点に立った粘り強い啓発を行っております。

また、捕獲収容した野犬の人馴れ訓練により1頭でも多くの譲渡につなげています本県の取組を紹介し、捕獲が直ちに殺処分につながるという不安を取り除くことで信頼関係の構築に努めております。

こうした取組の結果、鮎喰川河川敷周辺におきましては、これまで餌を与えていた方々から、捕獲器の設置や管理に対する自発的な協力の申出を頂いているところでございます。

今後も住民との協力関係を構築しながら野犬への対策を進めることで、生活環境の改善を図りますとともに、本事例の成果を県内の同様事例を広げることで取組を加速させ、人と動物が共に暮らせる社会の実現を目指してまいります。

近藤論委員

県が一生懸命取り組んでいただいていることは、十分承知しております。また、解決には一定の時間が必要であることも理解はさせていただきました。

こうした中においても、鮎喰川河川敷周辺は依然として多くの野犬が生息しております。

当該地域では住民との連携が進みつつあるということですので、引き続き協力体制を維持し、野犬の削減に取り組んでいただき、その上で本地域での取組事例を他地域に波及させ、更なる野犬の削減による生活環境の向上に取り組んでいただくよう要望いたします。

捕獲してから、譲渡とか、ふれあい活動犬への育成という部分についても、大変だとは思いますが、是非努力をよろしくお願いいたします。

続きまして、移住のことについて御質問させていただきます。

本県の移住者数は2年連続3,000人を超え、更なる移住者増については徳島県の認知度向上が重要と考えますが、令和7年度はどういったプロモーションを実施したのか教えてください。

南部労働雇用政策課移住交流室長

ただいまの近藤委員の御質問につきまして、県では移住検討者に徳島を選んでもらえるよう、認知度向上施策を実施しております。

昨年10月の大阪・関西万博開催期間中、JR大阪駅やメトロ主要駅においてデジタルサイネージを活用した集中プロモーションを実施するとともに、今年1月にも大阪において、デジタルサイネージ広告や大阪メトロ御堂筋線車両ジャック広告を実施したところでございます。

また、年末年始には、関西行き的高速バスの車内に、大阪圏の人に対する移住支援金広告を掲出するなど、転出入ともに多い大阪に向けての認知度向上施策を強化してまいりました。

大阪の集中プロモーションでは、御覧になった方がSNSに投稿したり、御感想を寄せていただいたりしたほか、1月に大阪で開催した県単独移住フェアも広告をきっかけに来場いただくなど、一定の効果があつたものと考えております。

近藤論委員

今の説明の中で、県単独の移住フェアを開催したとのことですが、どれぐらいの方が来場されたのか、詳しい数字があれば教えてください。

南部労働雇用政策課移住交流室長

ただいまの近藤委員の御質問につきまして、大阪及び先週21日に東京で開催した県単独移住フェアでは、初開催した昨年度を大幅に上回る方に御参加いただきました。

大阪は昨年度比42人増、東京は昨年度比99人増、合計390の方に御来場いただき、地域や住まい、仕事について、熱心に御相談いただいたところでございます。

また、東京の移住フェアに併せ、令和7年8月に開設したオンラインコミュニティ「とくしまLINK」のリアルイベントを22日に渋谷ターンテーブルで開催いたしましたところ、定員を上回るお申込みを頂くなど、移住をはじめとする徳島への関心は高まっていると考えております。

近藤論委員

今の数字を聞く限り、徳島に対する魅力度がアップしてきて、移住に非常に興味がある方が数多く来ているのかなと安心しました。令和7年度の上半期の移住者は1,620人と過去最多と聞いておりますが、今後の移住者数の見通しがもし分かれば教えてください。

南部労働雇用政策課移住交流室長

ただいまの近藤委員の御質問につきまして、令和7年度の上半期の移住者数は1,620人と過去最多でございました。

その後、現時点での移住者数の状況について、各市町村からの聞き取りによりますと、堅調に推移しているものと承知いたしております。

令和8年度も、引き続き大阪圏をはじめとする集中プロモーションの実施、オール徳島で取り組む東京、大阪での県単独移住フェア、移住検討者のニーズを反映したセミナーを独自開催するとともに、全国規模の移住フェアにも積極的に出展いたしてまいります。

加えて東京圏、大阪圏の移住支援金や、オンラインコミュニティ「とくしまLINK」なども積極的に活用してまいりたいと考えております。

今後とも市町村や関係部局と連携し、若者、子育て世代をはじめ幅広い世代の方に徳島県を移住先と選んでもらえるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

近藤諭委員

総務省が発表した2025年の住民基本台帳人口移動報告において、徳島県は四国で唯一、転入者が前年から増加したと聞いております。

本県の人口維持には、移住者数の増加の取組がかなり重要な案件でございますので、今後もしっかりと取り組んでいただくことを要望して、質問を終わります。

達田良子委員

今回予算に出ております、徳島県賃上げ応援サポート事業についてお尋ねいたします。

これは継続していると思うのですが、これまでどれだけの実績があったのか、今回どれだけを対象にやろうとしているのか、お尋ねいたします。

井口労働雇用政策課長

徳島県賃上げ応援サポート事業のこれまでの実績について御質問を頂いております。

賃上げ応援サポートですが、昨年、令和6年6月からの事業というところで実績を報告させていただきましたと、1月31日時点におきまして315件、金額にしまして1億1,100万円強の支援を行っているところでございます。

達田良子委員

この事業は315件ですが、今、対象となる事業所数はどれぐらいあるのでしょうか。

井口労働雇用政策課長

対象となる事業所数について、県内の民間企業等々は約3万5,000事業所といわれているところでございますが、この事業を活用する前提としまして、国の業務改善助成金を受けていただくこととなります。

国の業務改善助成金を受けるには、そこの会社の、事業場と呼んでいるのですが、事業場内で一番低い時間給が、今適用されている最低賃金、今年の1月1日からでございますと1,046円と、プラス50円の範囲だったんですが、今改正されまして、昨年引き上がった

66円の範囲内ですので、時間給にして1,046円から1,112円の方がいらっしゃる事業所が対象になるところでございまして、正確に何社が対象になるかは今、持ち合わせていないところでございます。

達田良子委員

国の業務改善助成金を受けたところが対象になっており、県内で万を数える業者さんがいるのですけれども、先ほどおっしゃったように、315件ということです。

ほとんどの業者さんが申請してもよさそうなものだけでも、なかなか申請に壁がある業務改善助成金で受けにくいというお話も聞くのですけれども、このメリット、デメリットをどのようにお考えでしょうか。

井口労働雇用政策課長

国の業務改善助成金についてでございますが、業務改善助成金につきましては、生産性の向上を図り、そこで生まれた原資を賃上げに回すという基本的な考えの下、事業を実施しているところでございますので、それには一定の賃上げの要件が必要になってまいります。事業場内の賃上げの増を生産性向上とセットで実施する場合には、非常に有利な事業かなと考えているところでございます。

ただ、デメリットといたしましては、賃上げを行うまでに国に申請し、受付後、国の定める期間内に、生産性向上に資する設備投資等行わなければいけないというところで、一つ時間的な制約等々がございますので、設備投資の案件によりますと、期間内になかなか納入が難しいようなものであれば、代替の機器等を検討することが必要になってくるのかなと考えております。

達田良子委員

生産性向上に資する設備投資等が必要なわけですが、例えば、卸売業はこういうもの、製造業はこういうものかというような、具体的にどのような設備投資をしてきたのか、例を出していただけたらと思います。

井口労働雇用政策課長

具体的に、どのような設備投資が対象になったのかでございますが、生産性向上を図るものというところで国も現在、どのような設備投資がなされたのかという事例集を公表しているところでございます。

一例を申しますと、自動で掃除をする掃除ロボットであるとか、自動で食事を提供する配膳ロボット、また自動でおつりまで出てくるレジ等に設備投資した例などが紹介されているところでございます。

達田良子委員

業種によって様々な設備があると思うのですけれども、私は業者さんの数に対して申請数が少ないのではないかと思うのです。今現在、徳島県の様々なお店とか、いろいろ事業所がございましてけれども、倒産したとか、あるいは廃業したとか、そういう数は今つかん

でおられるのでしょうか。

井口労働雇用政策課長

まず、申請件数が少ないのではないかと御指摘いただいたところでございます。

先ほど申しあげました315件の交付決定の大半が、昨年大きく引き上がりました最低賃金に対応して申請が多くありました昨年度の業務改善助成金の、国の交付決定が遅れ、県への申請が遅れてきているところでございます。

今回、今年度の最低賃金が1月1日から新たに適用されたというところで、県内の事業者さんが11月、12月等に新しい業務改善助成金を令和7年度に申請されております。

その方の事業が完了した後に、令和7年度の方が県に申請されることとなりますので、この315件の大半が、国が令和6年度に申請したものと考えていただければよろしいのかなど。実際、国には330件の申請があって、そのうち県には288件の申請がなされている状況でございます。

令和7年度につきましても、現在、国で最終の集計をしておりますが、問合せベースで、300後半から400前半とお伺いしているところでございます。

今回、先議していただきましたが、その中で繰越しをお認めいただいておりますので、令和7年度の予算はしっかりと活用していけたらと考えているところでございます。

あと、倒産件数の御質問を頂きました。

民間の信用調査会社の株式会社東京商工リサーチ徳島支店のまとめになりますが、令和7年1月から12月、単年でございますが、この倒産件数が68件、過去10年で一番多いということでございます。負債は約60億円と、過去10年で5番目というところでございます。

また、全国でこの状況を見ますと、全国ではコロナ後の2022年から4年連続で倒産件数が増加という状況になっているところでございます。

休廃業の状況でございますが、2025年の休廃業・解散件数は株式会社帝国データバンクにまとめていただいたものでございます。2025年単年でいいますと352件で、前年の409件から約14%減っているところでございます。

全国でも、休廃業とか解散した企業数は1.6%減の微減で、3年ぶりに下回るという状況でございます。

達田良子委員

どこも非常に厳しい経営をされているといわれております。

先ほどの御答弁にありました株式会社帝国データバンクの報告書を見ましても、休廃業、解散時、代表者の年齢が60歳以上で、60歳、70歳と高齢になっているということです。

そして、中小企業の支援の軸足が資金繰りから抜本的な事業の再生へと変化する中で、なかなかこれも大きな意味を持っているのだけれども、うまいこといっているところと、いかないところとが出ていますよと言われていたのですが、代表者の体調不良とか機械の故障を潮時と考えると事業を畳もうと、先行き悲観の諦めによる廃業も見られているということです。

ですから、比較的経営体力に余力のある中小企業が、手厚いサポートを受けて廃業を回避できる選択肢がある一方で、厳しい経営環境下にある零細企業では支援の輪に入ること

ができず、価値ある事業や経営資産を有しながらひっそりと市場から姿を消す二極化が、今後より鮮明になっていくだろうというふうに分析しているのです。

手当てを受けているところは盛り返して経営していけるけれども、全くその輪に入ることができないところがあって、仕方がなく、高齢化などによって寂しく消えていくことになっていると。

しかし徳島県の場合は、ほとんどが中小零細で、小さな業者さんが頑張って経済を支えている状況ですから、これからどんどん自然現象で潰れていくということでは、ますます衰退していくと思うのです。

何とか盛り返していくきっかけを作っていかなければいけないと思うのですけれども、県としてどういうふうになればいいかを、もう一度考え直す時に来ているのではないかと、例えば中小企業に対する賃上げの直接支援が必要ではないかと思うのです。

そして、国が重点支援交付金のメニューで、群馬県が賃上げの直接支援をしていますとあって推奨しているのです。徳島県がやっていたようなものを行っているわけです。国がこれを重点交付金のメニューで推奨するというのも、本来おかしいと思うのです。

国がやらなければいけないことを県がしていたら、それを推奨するということですが、徳島県も直接支援をしっかりと考え直す必要があるのではないかと思うのですが、支援という点でどのようにお考えでしょうか。

井口労働雇用政策課長

賃上げに対する支援についての御質問でございます。

昨年、県で行いました賃上げの直接支援につきましましては、昨年度全国一の引上げ幅となった84円に対する激変緩和措置の一時的なものとして議会に御説明し、御承認いただいたものであると認識しているところでございます。

今後とも様々な国の支援策と併せまして、県独自の生産性向上や価格転嫁の推進、事業承継の促進など、経済産業部など関係部局と連携してしっかりと取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

達田良子委員

県がやっていた賃上げ応援サポート事業については、私のところにもどうなのですかと全国から問合せがあるので、残念ながら今はやっていないのですとお知らせしているのです。恐らく県の直接の担当の方には、もっと問合せが来ているのではないかと思うのですけれども、徳島県が一足先、先進的なことをやっていたということだと思っております。

こういうことをやる県が次々と増えてきたと思うので、非常に良いことを理想としてやっていたけれども、少し引っ掛かるところがあって申請する方が少なかったということではあります。そこを受けやすい制度に改善して、徳島県の零細業者を守ることに今でも求められているのではないかと思うのです。先ほど申し上げた賃上げ応援サポート事業の従業員別の内訳を見ましても、10人未満の事業者が一番多いという結果も出ておりますので、支援が求められていると思うのです。

国の制度への上乗せももちろん立派な制度ですが、徳島県独自で、直接支援というのをもう一回考え直すべきではないかと思っておりますので、その点再度お伺いしておきたい

と思います。

井口労働雇用政策課長

賃上げ支援事業について、再度御質問を頂いたところでございます。

県におきましては、直接支援の是非にいろいろ議論があろうかと思いますが、企業の持続的な賃上げ環境を作っていくためには、一時的に直接支援するものではなく、生産性向上や価格転嫁の促進、そして事業承継等が重要なと考えているところでございます。

先ほどのお答えと一緒にではありますが、国の支援策を補完する形で、県独自にいろいろな取組もしております。

業務改善助成金も、残りの事業主負担部分、全額を県で負担するのは、全国でもなかなかない例でございます。実は、そうした思い切ったこともやっているところでございます。

そういった県独自の取組もしっかり進めながら、関係部局と連携して、しっかりと賃上げできる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

達田良子委員

今、若い人たちが県外に流れていってしまう、少しでも賃金の高いところに行ってしまうことも、大きな問題になっております。

ですから、賃上げするのは本当に大事なことですけれども、やはり体力がない事業者さんに支援して、賃上げしていくというのが一番望ましいのではないかと思います。

私たちは、全国一律どこでも同じ最低賃金にするべきだと主張しております。コンビニのおにぎりは、東京でも徳島でも同じ値段と、物価は全然違うわけではないわけです。

だから、そういう中で、少しでも賃金の高いところに流れていこうと自然になってしまうので、徳島で働いても、お隣の兵庫県で働いても、同じ賃金というのが一番望ましいのではないかと思います。

まず、そのためには、徳島県でも賃金を引き上げられるよう支援していくことが大事だと思いますので、是非お考えいただきたいと思います。

それともう一つは要望にとどめておきますが、地元の企業が製造したものを地元で消費していくという、官公需の場合にこれを促進していくということで、徳島県はそういう方向でやっているけれども、何かの場合に県外から企業が入ってもいいとか、そういうふうに緩和してしまうわけなんです。

何にも徳島県で製品がない場合は仕方がないですが、徳島県でちゃんと作っている製品だけでも、よそからも発注してくれてもいいということになってしまいますと、資金力のないところが負けてしまいますので、やはり県内で生産したものを県内で使っていくという姿勢を崩さないように是非していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

あと何分、時間がありますか。

古野司委員長

あと2、3分です。

達田良子委員

次に労働委員会にお尋ねする予定だったのですが、毎回お知らせいただいております。個別的労使紛争解決サービスの運用状況で、令和7年4月1日から令和8年1月31日までの分で285件というのが出ております。

この内訳ですが、どういう御相談であったのかという内訳、性別、企業の規模別や職種別とかを是非まとめて資料にさせていただけたらと思いますので、申し訳ないのですが、資料をお願いして終わりたいと思います。

岡本富治副委員長

今、達田委員からお話があった件は、おっしゃるとおりだなと実は思っています。

うちの木下議員が本会議で質問した件ですが、企業の働きやすい環境を通じた人材確保というのがあって、知事がハード整備うんぬんとか言っていたので、その辺のところに至るまでのこと、簡単でいいですから。なぜこんな質問をするかということ、井口課長のところはずっと、政策はすばらしいのです。でもPRが下手なのです。上手ではないといったほうがいい。そういう意味で、PRするような感じで答弁してください。

井口労働雇用政策課長

企業の働きやすい職場づくりに向けた人材確保ということで、知事からハード整備を支援していくという答弁をさせていただいたところでございます。

これは、2月の先議でお願いさせていただきました魅力ある職場環境整備事業でございます。

働いている方の価値観は多様化しておりまして、若者、子育て世代にとってはワーク・ライフ・バランスの充実、また若者・女性の採用定着のためには職場の労働環境、衛生環境の改善が重要な要素になっております。

中小企業におきまして人材不足が深刻化する中、労働者の多様なニーズを踏まえた福利厚生等を充実することによりまして、人材の確保、定着に向けた取組を促進したいということでございます。

現在、国が定めている労働関係法令の基準を上回る制度となるような就業規則の整備に係る補助制度を、昨年6月補正から順次やっているところでございますが、今回新たに、こうした法定を上回る就業規則を整備する事業者さんが行います快適な職場環境づくりに向けた施設、設備のハード面の整備を支援したいと考えております。

また、働き方改革の導入に向けて行う労務管理用のソフトウェア等々のほか、外部の専門家によるコンサルティングに係る経費も支援したいと考えているところでございます。

岡本富治副委員長

ハード整備の対象とか、補助率とか、具体的にもう少し分かりやすく言ってください。

井口労働雇用政策課長

ハード整備の具体的な事例でございますが、若者や女性の定着と確保につなげるため、トイレの洋式化、男女別のトイレの整備、洗面所、休憩室、更衣室の設置や改善、安全・

安心の基盤を整備するものとしまして、転倒防止のための段差解消であるとか、滑り止めを措置するもの、そして身体的負担を軽減するためのリフト等の導入、多様な人材の活躍に配慮した環境としまして、ベビールームやキッズルーム、職場のバリアフリー化、柔軟な働き方を進めるためのテレワークやオンライン会議の設備導入などを想定して、事業を構築するところでございます。

基本的には補助率は2分の1、補助限度額につきましては、ハード整備は150万円、就業規則ソフトウェアコンサルティングは10万円と考えております。

就業規則は、従業員10人未満は法定で設置義務はないところでございますが、作成していただく場合は補助率を3分の2に引き上げます。

また、ハード整備につきましては、子育てに優しい職場環境づくりや、がん検診に積極的に取り組まれている企業の場合は最大200万円まで補助したいと考えているところでございます。

岡本富治副委員長

いろんなことを結構できるよね、これで。予算は決まっているので、今後のスケジュールはどうなるのかな。

井口労働雇用政策課長

スケジュールというところでございます。

この予算は開会日に議決いただいたところでございます。現在、2月13日に議決いただいた後に、申請を受け付け、審査する運営事務局を募集しているところでございます。

現在、先ほどもお話しさせていただきました内容等で、事業の要綱等とチラシを作成しているところでございます。

実際に事務局が立ち上がり、準備ができます4月下旬には、補助金の募集を行いたいと思っております。可能な限り、その作成したチラシを基に、経済団体や関係団体、そして企業の身近で支援していただいております士業の方等々に御案内していただき、事前のアナウンスという形で周知を始めていきたいと考えているところでございます。

岡本富治副委員長

（資料提示）こちらをいっぱい配ったけど、なかなか浸透していないよね。だからこれを配って、経済団体はもちろんいろんなところに説明をしっかりといただくことで、一番良い方向に行くのだと思うので、そうしたら4月下旬まで待たなくても少しずつできるのではないかと思います。

もう一回言うけど、井口課長のところは本当に政策はすばらしいのです。でも、難しいのもあるけど、なかなか浸透していかないで、先ほど井口課長が言ったような結果になっているのです。

だから、終わったことはいいのだけど、これから良い意味の結果を出すように、みんなでPRして頑張ってください。

古野司委員長

それでは、最後になるかと思いますが、EVの普及拡大に向けた取組についてお伺いいたします。

まず、2月先議予算の地域レジリエンス強化のためのZEV導入加速化事業について、具体的な内容を御説明いただきたいと思います。

松本サステナブル社会推進課長

ただいま古野委員長より、2月先議予算の事業につきまして御質問を頂きました。

本事業におきましては、物価高騰による事業者の負担軽減を図りますとともに、GX推進、また災害対応力の強化に一体的に対応するため、走る蓄電池であるEVをはじめとするゼロエミッション・ビークルの導入につきまして、大規模災害発生時に、県の要請に応じて避難所等への電力供給に協力いただける中小企業等を対象としまして、その導入経費の一部を補助する事業となっております。

避難所等への電力供給の協力につきましては、補助対象設備であるEV等を活用した給電活動を行っていただく、仮称でございますが、徳島県電力供給サポーター制度を創設させていただき、事業者の皆様に登録いただくことを前提としております。

なお、当該補助事業につきましては、国補助金への上乗せ補助となっております。本事業によりまして脱炭素社会の実現に向け、事業者における気候変動への対応、そして本県喫緊の課題であります南海トラフ巨大地震への備えを両立させまして、安全・安心、そして持続可能な地域社会の構築に向けた取組を加速させてまいりたいと考えております。

まずは市町村、経済団体、県内ディーラーの皆様との連携の下、制度の周知を行い、円滑な執行に努めてまいりたいと考えております。

古野司委員長

物価高騰対策に加え、地域の災害対応力向上につながる意義のある事業だと思います。広く活用していただけるよう、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それと、もう1点お伺いいたします。

EV普及拡大に向けては、車両の購入補助とともに充電インフラの導入拡大が必須と考えます。

県における充電インフラの整備の状況と、今後の取組の方向性について御説明をお願いしたいと思います。

松本サステナブル社会推進課長

ただいま、充電インフラの整備の状況と今後の方向性につきまして御質問を頂きました。

委員長お話しのとおり、EVの普及拡大に向けましては、車両の購入支援とともに充電インフラの整備を両輪で行うことが不可欠であると考えております。

県におきましては、民間事業者による初期費用、維持費用0円モデルを活用いたしまして、まずは県有施設への充電インフラの率先導入を進めております。

これまでの導入実績といたしましては、令和6年度9施設42口、今年度も6施設24口の普通充電器の設置を行っております。

また、道の駅わじきやもみじ川温泉など、県が道の駅6施設に設置しております既設の

急速充電器の更新につきましても、同じくこの0円モデルにより今年度、全ての更新を終えたところでございます。

この道の駅の充電器につきましてもは更新を図るだけでなく、充電口数の増加や充電時間の短縮、また24時間運用の開始など、ユーザーの皆様の利便性向上にも寄与しているところでございまして、コスト面におきましても整備と今後の維持管理経費等を含め、約1.4億円の経費節減が見込まれているところでございます。

来年度に向けましても、県有施設への更なる整備を推進するため、徳島県立防災センターをはじめ、11施設44口を対象とし、普通充電器を整備する充電インフラ事業者の選定をこの度行ったところでございまして、今後、具体的な整備に向けて現地調査などを行っていく予定としております。

また、県内での横展開を図るべく、これらの充電インフラ事業者とともに県における先行事例、ノウハウを市町村担当者に丁寧に伝えるための勉強会の開催や個別の巡回訪問など、引き続き、伴走支援にも努めてまいりたいと考えております。

今後とも、県全体で充電インフラの整備、そしてEVの普及拡大、さらには脱炭素の取組が進むように、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

古野司委員長

昨年9月議会におきまして、私自身がEV充電インフラの導入促進について質問させていただきました。

それを受けて、県として着実に充電インフラの整備を図るとともに、老朽設備の更新対応についても効果的に行っていただいております、安心いたしました。

ただ、私の地元、那賀町ではEVの充電インフラの空白地域も多く、例えば、太龍寺ロープウェイ下の道の駅鷲の里は撤去されたままでございます。

それから、木頭北川の未来コンビニやその周辺の体育館など、那賀町所有の駐車場で、今後、整備が進んでほしいと思っております。

現在は、もみじ川温泉から西に関しては香美市大柘、そしてまたアンパンマンミュージアムの間、100km近くの距離に全くEVの充電施設がございません。そのような状況を改善していただきたいと思っております。

県として、県内における横展開を図っているとのことですので、今後、市町村における取組が加速するよう、しっかりと後押しをお願いできればと、よろしく願い申し上げます、質問を終わります。

古野司委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

生活環境部・労働委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、生活環境部・労働委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第31号、議案第54号

以上で生活環境部・労働委員会関係の審査を終わります。

それでは、本年度最終の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

生活環境部・労働委員会関係の審査に当たり、理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審査に御協力いただき、深く感謝の意を表する次第でございます。

審査の過程において表明されました委員の意見並びに要望を十分尊重していただき、今後の政策の推進に反映されますよう強く要望いたしておきます。

皆様方には、ますます御自愛いただきまして、引き続き、それぞれのお立場で県勢発展のため御活躍いただきますことを祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

飯田生活環境部長

生活環境部を代表いたしまして、一言お礼を申し上げます。

ただいま古野委員長さんから非常に丁寧な御挨拶を頂きまして、誠に恐縮いたしております。

古野委員長さん、岡本副委員長さんをはじめ、委員の皆様方におかれましては、本当にこの1年間、当部が所管いたします県内中小企業に向けた労働雇用施策や人材確保をはじめとして、多文化共生社会の実現、また脱炭素などのサステナブルな社会の構築、さらには持続可能な地域交通や人と動物が安心して暮らせる社会づくりなど、様々な案件につきまして御審議、御指導を賜り、深く感謝申し上げます。

頂きました貴重な御意見、御指導につきましてはしっかりと受け止めさせていただき、今後の施策の推進、ひいては県勢の発展にしっかりと結び付けていけるように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

なお一層の御支援、御協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様方の今後ますますの御活躍をお祈りいたしまして、非常に簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。

1年間どうもありがとうございました。

坂東労働委員会事務局長

本年度、最後の総務委員会に際しまして、一言お礼を申し上げます。

古野委員長さん、岡本副委員長さんをはじめ、委員各位におかれましては、この1年間、労働委員会の業務につきまして御審議を賜り、誠にありがとうございました。

御審議の中で頂きました御意見、御提言につきましては、職員一同、引き続き、労使関係の安定化、正常化に向け、努力してまいる所存でございます。

今後とも、御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、お礼の御挨拶とさせていただきます。

1年間どうもありがとうございました。

古野司委員長

これをもって、本日の総務委員会を閉会いたします。（14時32分）